

令和元年度  
沖縄市地域密着型サービス事業所  
集団指導資料



日時：令和2年1月24日（金）14：00～16：00

場所：沖縄市民会館 中ホール（沖縄市八重島1丁目1-1）

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係

電話 939-1212（内線3098・3168）



# 目次



1	指定更新申請の手続きについて	2
2	事業所の各種届出等について	3
	（1）変更届出書について	
	（2）廃止・休止・再開届について	
	（3）介護給付費算定に係る体制等に関する届出について	
3	業務管理体制の整備について	8
4	事故発生時の対応について	10
5	運営推進会議について	11
6	指導（実地・集団）・監査について	13
7	沖縄市ホームページの検索方法について	19

# 1 指定更新申請の手続きについて

指定地域密着型サービス事業所について、6年ごとに指定の更新が必要となります。

指定の更新を行わない場合、指定の有効期間の満了に伴い、指定の効力を失い、介護保険給付の代理受領ができなくなりますのでご注意ください。市では、指定更新申請書等を提出いただいた後、更新の可否を審査し、結果を事業者に通知します。（添付資料1参照）

## (1) 提出期限

指定（更新）予定日の前々月末日までにすべての書類を不備のない状態で提出してください。

※書類に不備があると指定（更新）予定日に指定できない場合もありますので、日程に余裕をもって提出してください。

※不備のない状態とは、追加書類及び書類の差し替え等を終え、必要書類が揃っている状態のことを言います。

（申請書類等については、沖縄市ホームページを参照）

※指定更新時期が近づいても、沖縄市からの通知等はありません。失念等により更新申請がない場合は、有効期間の満了をもって指定は失効となります。各自指定有効期間を確認の上、指定の更新を希望する事業所は、提出期限内に申請書類をそろえて提出してください（添付資料2参照）。

※指定更新を希望しない場合は、廃止届を提出してください。

※申請書や提出書類等は、法改正等に伴い随時変更する可能性がありますので、確認の上、沖縄市ホームページより最新の書式を使用してください。

<沖縄市ホームページ>

（暮らしの情報→高齢者・介護→介護保険事業者向け情報→「地域密着型サービス等の指定（更新）申請関係」）

## (2) 申請書類の提出方法

あらかじめ電話等で介護保険課管理係（沖縄市役所1階）と日程調整し、提出してください。

- 書類は2部（正本・副本各1部ずつ）作成し一冊ずつのファイルに綴り、正本を提出してください。
- 書類ごとに合紙を挟み、提出書類一覧表の番号に合わせたインデックスを貼り付けてください。
- ファイルの表紙、背表紙に下記の例示のように記載してください。

（例）

- 〇〇事業所指定（更新）申請書
- 〇〇デイサービス

### (3) 指定の条件について

「沖縄市指定地域密着型サービス事業所等に関する規則」の改正により、平成31年3月29日から第3条（指定の条件）が追加されました。

「引き続き90日以上市内に住所を有する者を当該サービス利用者の対象とすること」を指定の条件として付しておりますので確認のほどよろしく申し上げます。

### (4) 他保険者の利用者がある場合について

地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町村の被保険者が利用するサービスとなっています。改めて他保険者の利用者に対する地域密着型サービスの趣旨の説明と対応を宜しくお願いします。

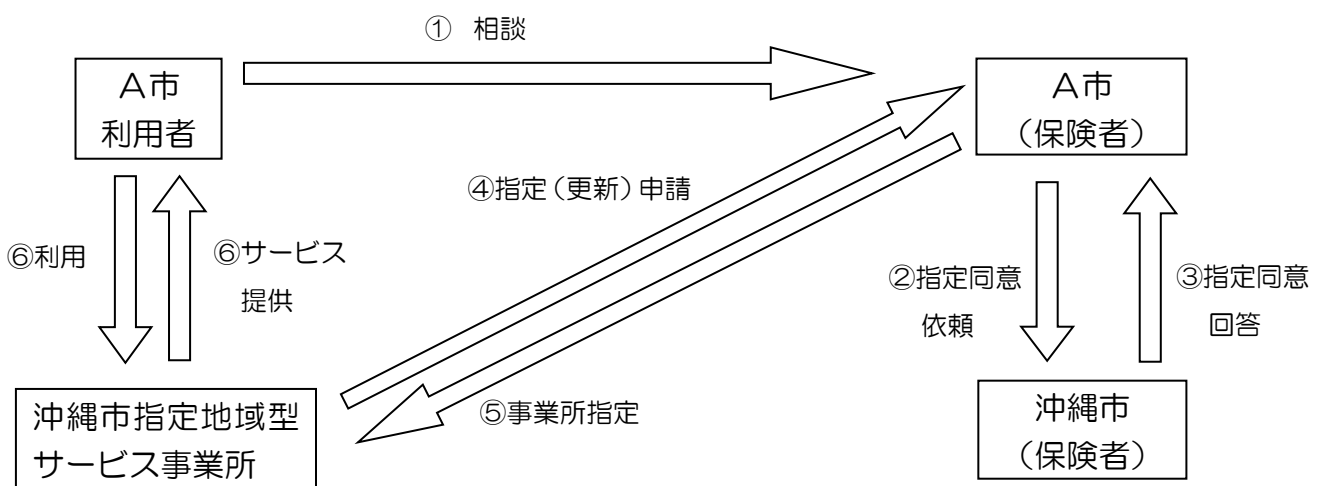
指定更新する際、引き続き他保険者の利用者がある場合は、当該利用者の所在する保険者に早めに相談をしてください。他保険者から同意依頼があった場合に、沖縄市にて「指定地域密着型サービス事業所等の指定及び指定更新の同意に関する要綱」に基づき判断します。

※みなし指定期間中の地域密着型通所介護で、他保険者の利用者がある場合も、指定更新後引き続き利用する時は、当該保険者からの指定も受ける必要があるため、指定更新の際は十分に注意してください（時間に余裕を持って、本市や当該保険者にご相談ください）。

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護については他保険者の被保険者は利用できません。

※例外として、沖縄市の住所地特例施設に入所されている方は、他保険者の事業所指定は必要ありません。

#### <指定（更新）同意の流れ>



## 2 事業所の各種届出等について

### (1) 変更届出書について

#### ●変更届出書が必要となる事項

<厚生労働省令で定める事項が変更になった場合>

変更届出書（様式第3号（第3条関係））にも記載されている事項で、具体的には以下のとおりです。

- 1 事業所・施設の名称
- 2 事業所・施設の所在地（注1）
- 3 申請者の名称
- 4 主たる事務所の所在地
- 5 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 6 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る）
- 7 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 8 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 9 運営規程（注1）
- 10 協力医療機関（協力歯科医療機関含む）の名称及び診療科名並びに協力機関との契約内容
- 11 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制の概要
- 12 本体施設、本体施設との移動経路等
- 13 併設施設の状況等
- 14 その他

#### ●提出期限

変更があった日から10日以内（一部を除く）に提出してください。

#### （注1）

利用定員を変更する場合、事業所の所在地を移転する場合は、基準適合に係る審査に時間を要するため、変更を適用する前月の15日までに変更届の提出をお願いします。

※変更届出書提出時の注意事項

- ・「変更の内容」については、変更前、後の変更事項を、簡潔明瞭に記載してください。
- ・変更届出書は、沖縄市の様式を使用してください。付表は、該当するサービス種別の様式を使用してください。
- ・届出者は、法人の住所、名称、代表者氏名を記載してください（事業所の住所、名称、管理者名ではありません）。
- ・添付書類については、ホームページを確認の上、添付もれがないようお願いします。
- ・添付書類に資格者証等のコピーが必要な場合は、原本証明をしてください。
- ・新規採用や人事異動による変更届の場合は、雇用契約書や辞令等を添付してください。
- ・資格要件のある従業者に変更があった場合は、運営規定に変更がなくても変更届（資格者証、雇用されていることがわかる書類等を添付）の提出をお願いします。

(2) 廃止・休止・再開届について

●廃止・休止届出書の提出期限

廃止・休止する日の1月前までに提出してください。

※廃止・休止届出書提出時の注意事項

- ・廃止・休止の理由と、現にサービスを受けていた利用者に対する措置を必ず記載すること。
- ・休止届出書提出後、休止予定期間を過ぎても再開の見込みがない場合には、廃止届を提出して下さい。なお、指定の有効期限を超えて休止することはできません。
- ・廃止届出書の「廃止する年月日」には、事業を行なう最終日を記入してください。  
例：3月31日まで事業を行なう場合は3月31日（4月1日ではありません）

●再開届出書の提出期限

再開した日から10日以内に提出してください。

※届出等の様式は、沖縄市ホームページを参照

<沖縄市ホームページ>

（暮らしの情報→高齢者・介護→介護保険事業者向け情報→「変更・廃止・休止・再開に係る届出について」）

### (3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護報酬の単位は、基準に定められた事業所・施設の人員配置区分に応じて設定されています。また、基準等を満たした場合に算定できる加算や、満たさない場合に行わなければならない減算があります。

指定事業者は、介護報酬算定に関する体制等について届出を行う必要があります。

#### ●届出が必要な場合

1. 指定申請をしようとするとき
2. 届出済の内容に変更があった時
3. 介護給付費の算定に際し事前の届出が必要な加算・減算の適用を受けようとするとき
4. 法改正等に伴い届出事項が追加・変更となったとき

#### ●提出期限

##### ①算定される単位数が増える場合（加算算定の開始等）

→下表のとおり（事前の届出が必要）

##### ②その他（加算の取り下げ、人員欠如による減算等）

→判明した時点で速やかに提出してください。（事実発生日から算定体制が変更となります）

サービスの種類	算定の開始時期
居宅系サービス	毎月 15日以前に届出→翌月から 16日以降に届出→翌々月から
施設系サービス	届出が受理された月の翌月から（届出を受理した日が月の初日である場合はその月から） 例）8月2日～9月1日の期間中に受理 →9月から算定可能

※処遇改善加算については取得予定日の前々月の末日までに提出してください。

※必要書類をすべて提出しても、加算の取得要件を満たしていることが確認できない場合は、当該月の算定が難しくなります。また、届出がない場合、サービスの提供があっても報酬は支払われません。

#### ●提出書類（添付資料4参照）

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・取得しようとする加算ごとに必要な添付書類（次頁ホームページ参照）

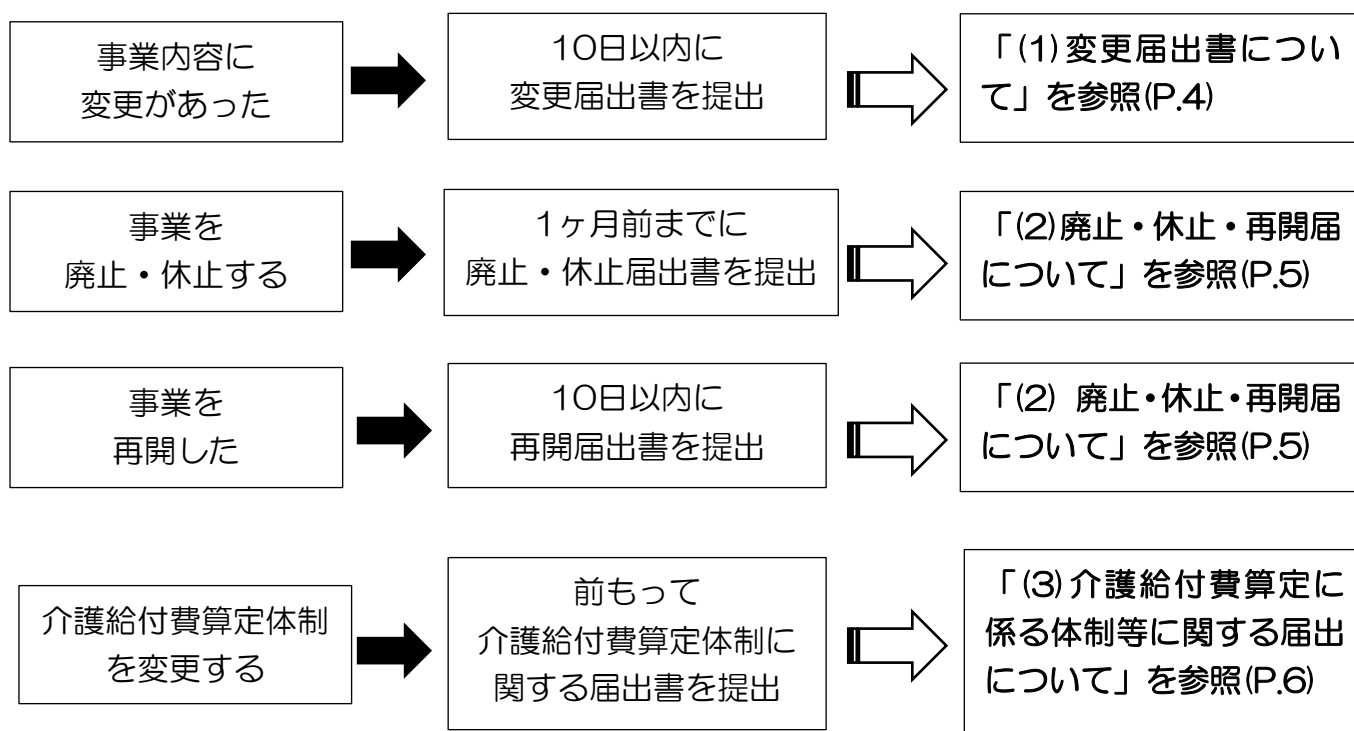
※介護給付費算定に係る体制等に関する等に関する届出書提出時の注意事項

- 届出書の「特記事項」は、「変更前」と「変更後」を必ず記載して下さい。
- 体制等状況一覧（別紙 1-3）には、変更箇所以外の体制にも○を付けて下さい。
- 体制等状況一覧（別紙 1-3）の「記入担当者氏名及び印」について押印を忘れないようにお願いします。
- 体制等状況一覧（別紙 1-3）は自事業所の提供サービス部分のみでなく、様式名を記載している部分（別紙 1-3 の 1 枚目）も提出してください。

<沖縄市ホームページ>

（暮らしの情報→高齢者・介護→介護保険事業者向け情報→「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」）

○地域密着型サービス事業者として、市へ必要な届出等の概要は以下のとおりです。





### 3 業務管理体制について

介護サービス事業者（法人）は、介護保険法第 115 条の 32 により、事業の適正な運営を確保するため法令順守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。届出を行っていない場合は、速やかに届け出てください。

※介護保険法 第百十五条の三十二

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第一百一十一条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

※第七十八条の四

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### (1) 事業所が整備する業務管理体制

介護サービス事業者（法人）は、指定又は許可を受けている事業所数の数に応じて、次の通り業務管理体制を整備しなければなりません。

業務管理体制の整備内容			③業務執行の状況の監査の実施 (業務執行状況の監査)
		②業務が法令に適合することを確保するための規定の整備 (法令順守規定の整備)	
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者 (法令順守責任者の選任)		
事業所の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

※ 事業所数には、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所数は含みますが、病院系のみなし事業所（居宅療養管理・訪問看護・リハビリ系が、医療保険の指定があったときに介護保険の指定もあるものとみなされているもの）は含みません。

※ 総合事業についても含みません。

## (2) 業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について

「沖縄市介護サービス事業者の病夢管理体制の整備の届出に関する規則」に基づき届出してください。

詳細は、沖縄市ホームページにて掲載していますので、ご確認ください。

(「暮らしの情報」→「高齢者・介護」→「介護保険事業者向け情報」→「地域密着型サービス等の指定(更新)申請関係」)

なお、厚生労働省、沖縄県等の届出様式については、各行政機関のホームページ等で各自ご確認ください。

## (3) 届出先

以下の区分に従い、各関係行政機関に届け出を行ってください。

区 分		届出先
(1) 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者	①事業所等が 3 以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省
	②事業所等が 1 又は 2 の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	事業所の重たる事務所が所在する市町村
(2) 地域密着型サービス（介護予防を含む）事業のみを行う事業所であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者		市町村
(3) 事業所等が 1 の都道府県の区域に所在する事業者 (ただし、事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者を除く。)		都道府県
(4) 事業所等が 1 の指定都市の区域に所在する事業者		指定都市

## 4 事故発生時の対応について

事故発生時の対応については、「沖縄市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（事故発生時の対応）において、「市、当該利用者の家族（以下略）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」とされています。また、「事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をしなければならない」とされています。

### (1) 事故報告書の提出について

沖縄市では、「沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領」に従い、事業所に対して事故報告書の提出をお願いしているところです。（添付資料5参照）しかし事業所からの報告がないまま、実地指導や運営推進会議の資料、利用者からの相談等で初めて事故が明らかになる事例が度々見られています。

また、電話等での連絡のないまま、時間が経った後に報告書を提出される事例もあります。

保険者の事故の把握及び事業者の事故防止への取り組みを促すためにも、要領の再確認及び報告書の確実な提出をお願いします。

なお、県要領に関して、「けがの程度については、医療機関で受診を要したもの、家族等に連絡したもの」「その他、報告が必要と認められる事故」等の記載がありますが、報告の要否については、これらの基準をもとに事業所にて判断してください。目安としては、

- ・ 医療機関に受診したもの
  - ・ 受診には至らなかったものの、一歩間違えば大けがにもつながりかねないもの
- といった視点で考えていただければと思います。

#### ※事故報告書提出時の注意事項

- ・ 電話等での一報後、速やかに事故報告書の提出を行ってください。
- ・ 事故の内容について保険者から利用者家族等に確認させていただく場合がありますので、利用者家族等の連絡先の記載をお願いします。

沖縄市ホームページ

「暮らしの情報」→「高齢者・介護」→「介護保険事業者向け情報」→「【全サービス事業者向け】事故報告について」

## 5 運営推進会議について

運営推進会議については、「沖縄市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」において、各事業所において開催しなければならないものとして定められています。（夜間対応型訪問介護は除く。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については「介護・医療連携推進会議」の名称となっています。）

### (1) 運営推進会議について

#### ○運営推進会議とは

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型サービス事業所について知見を有する者等により構成される協議会をいいます。また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。

事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものとされています。

- ・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 ⇒ **概ね6月に1回以上**
- ・小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（GH）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ミニ特養）、地域密着型特定施設入居者生活介護 ⇒ **概ね2月に1回以上**  
（小規模多機能型居宅介護事業所、グループホーム等を併設している場合等、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能。）

**運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。**

#### ○会議の記録及び保存について

運営推進会議での報告、評価、要望、助言等についての記録（議事録等）を作成するとともに、**当該記録を公表**することが義務付けられています。公表の方法は、ホームページへの掲載、事業所内の掲示等の方法が考えられます。また、当該記録については、**5年間保存**しなければならないとしています。（沖縄市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の独自基準による。）

## (2) 運営推進会議の開催手順について

### 《事業所の担当が地域型包括支援センターの場合》

①事業所は、担当者が地域型包括支援センターとなっている場合には、「運営推進会議の出席依頼について」を沖縄市介護保険課管理係及び担当の地域型包括支援センターの両方に提出してください。

※市又は包括支援センターの職員が出席していない場合、外部評価の免除ができなくなりますのでご注意ください。（認知症対応型共同生活介護）

※スケジュール調整等がありますので遅くとも 14 日前までに出席依頼をお願いします。



②運営推進会議の開催。



③会議後議事録を速やかに作成する。

※事業者は、会議録を作成後、議事録を沖縄市介護保険課管理係へ提出してください。（一か月以内を目途に）

※事業所は、会議録を運営推進委員へも配布してください。

### 《事業所の担当が市職員及び基幹型包括支援センターの場合》

④事業所は、貴事業所の担当が市職員又は基幹型包括支援センターとなっている場合には、「運営推進会議の出席依頼について」を沖縄市介護保険課管理係へ提出してください。

※市又は包括支援センターの職員が出席していない場合、外部評価の免除ができなくなりますのでご注意ください。（認知症対応型共同生活介護）

## 6 指導（実地・集団）・監査について

### （1）実地指導について

実地指導とは、自治体の担当者が介護事業所を直接訪問し、書類の確認やヒアリングを基に、事業者や事業所の運営及び報酬請求について確認することによって、制度の適正化とよりよいケアの実現を図ることを目的としています。

【根拠法令：介護保険法第23条】（文書の提出等）

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行なう者又はこれらの者であった者（第24条の2第1項において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

#### ※実施指導の主な内容

##### ①運営指導

- 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等に関する理解、防止への取り組みの促進について確認、指導する。
- 利用者ごとのニーズに応じたケアプランの作成からケアプランに基づくサービス提供、計画の見直しまでを含む一連のケアマネジメントプロセスの重要性に対する理解、個別ケアの推進について確認、指導する。

##### ②報酬請求指導

- 基準に定められた基本的な考え方に基づく運営及び請求が適切に行われているか確認、指導する。
- 各種加算等について、算定要件を満たしているか確認、指導する。

## (2) 人員・設備・運営・報酬算定に係る関係法令

### <沖縄市条例>

- ・沖縄市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第23号）
- ・沖縄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月28日条例第24号）

### <厚生労働省令、告示、通知関係>

- ・指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）  
等

### 基準の性格

- 1 指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、（1）相当の期限を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、（2）相当の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、（3）正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができるものであること。  
ただし、（3）の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。なお、（3）の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を

停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させる）ができる。

ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、指定の全部若しくは一部の停止又は直ちに取り消すことができるものであること。

①次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

イ 指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき。

ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。

ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所の退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。

② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき。

3 特に、指定地域密着型サービスの事業においては、基準に合意することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、基準違反に対しては、厳正に対処すべきであること。

### ※自己点検表について

実地指導の際は、事前に人員、運営、報酬請求等に関する自己点検を行って頂きます。自己点検表は、今後沖縄市ホームページに掲載する予定です。実地指導時のみでなく、各事業所の運営及び報酬請求について定期的に確認する際にもご活用ください。

### (3) 集団指導について

集団指導は、指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求に関わる過誤・不正防止を目的に、制度改正や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、実地指導等で把握された注意喚起が必要な事項等について、周知するために実施するもので、通常一定の場所に集めて講習等の方式により行う。



#### (4) 監査について

監査は、不正請求や人員、設備、運営基準等の指定基準違反が認められる場合、またはその疑いがあると認められる場合に実施する。

【根拠法令：介護保険法第78条の7第1項】（報告等）

市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 監査の結果、指定基準違反が認められた場合は、以下の行政上の措置を行う。

改善勧告	介護サービス事業者等に期限を定めて基準の遵守を勧告し、報告を求める。従わなかった場合はその旨を公表する。	第78条の9第1項、第2項
改善命令	介護サービス事業者等が正当な理由なく改善勧告に係る措置を取らなかった場合は、期限を定めて措置を取るべきことを命令し、その旨を公示する。	第78条の9第3項、第4項
指定の取消等	改善命令に従わなかった場合は、聴聞や弁明の機会を付与した後、期間を定めて指定の全部もしくは一部の効力を停止、または指定を取り消し、その旨を公示する。	第78条の10

※なお、監査の結果、指定基準違反の程度が著しく悪質だと認められた場合は、改善勧告や改善命令の手続きを経ずに指定の取消等を行う場合がある。

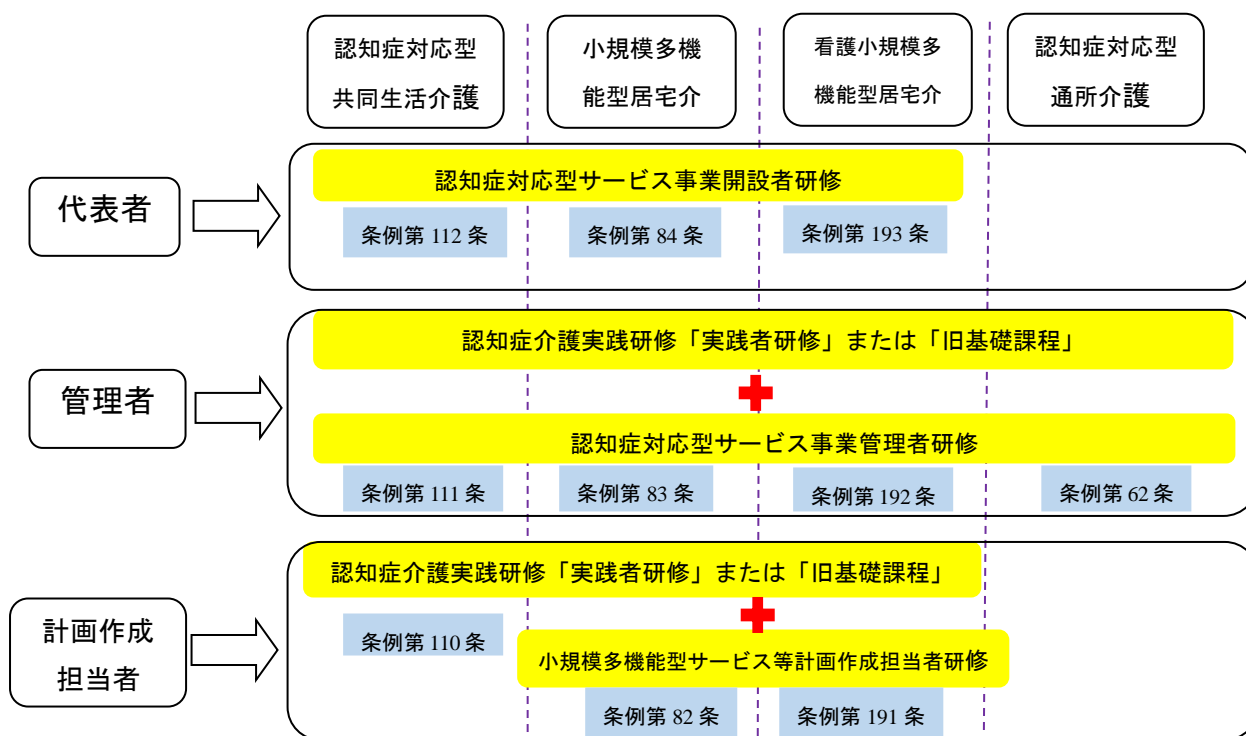
## (5) 実地指導等での主な指摘事項

### ① 人員基準

- ・基準に定められている人員、員数を配置していない。
- ・1人の従業者が複数の職種を兼務しており、それぞれの業務に支障が出ている。

#### ※運営基準に規定される「厚生労働大臣が定める研修」について

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護の代表者、管理者、計画作成担当者は、下記の研修を終了していることが「沖縄市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に要件として定められています。



### ② 設備基準

- ・家具等の配置により、必要な広さが確保されていない。
- ・物品の保管場所となっており、「相談室」としての機能が果たせていない。

### ③ 運営基準

- ・重要事項説明書について、法改正に対応した内容になっていない(利用料金、自己負担割合等)。利用申込者からの同意を得ていることが確認できない。変更前の重要事項説明書が掲示されている。
- ・介護計画を作成していない。介護計画について、利用者の同意を得ていることが確認できない。

- 利用者が安全で快適に過ごせる環境が整備されていない。
- 運営規定に定めるべき項目を定めていない。法改正に対応した内容になっていない。運営規定の内容に変更があった際に、変更の届け出を行っていない。
- 従業員の勤務の体制（職種、常勤、非常勤の別、兼務状況等）が明確にされていない。
- 感染症、衛生管理に関するマニュアル類が作成されていない。
- 利用者やその家族の個人情報の取り扱いについて、利用者やその家族の同意を得ていることが確認できない。
- 運営推進会議の開催がない。定められた頻度の開催がない。
- 報告が必要と思われる事故について、報告がない。
- 設備、備品等を管理する台帳等が作成されていない。

#### ④ 報酬請求

- 算定している加算について、算定要件を満たしていることが確認できない。

#### （6）好事例

- 管理者（または法人の責任者）が、運営上遵守すべき基準、報酬算定の要件を理解しており、従業員に周知している。
- 保管すべき記録類が、わかり易く整理されている。
- 利用者の個別ケアに焦点を当て、介護計画を適宜見直し、変更している。
- 従業員が身体拘束や高齢者虐待防止について学ぶ機会があり、個別ケアの重要性を理解している。
- 利用者が長く生活していた地域との関係を維持できるように、地域との関係構築に努めている。

## 7. 沖縄市ホームページの検索方法について



① トップページより「暮らしの情報」にカーソルを合わせる

② 「高齢者・介護」をクリック



「介護保険事業者向け情報」において、指定更新申請・変更届・加算届など各種の必要書類および今後の介護保険改正にかかる情報等を順次掲載していきますので、ご確認よろしくお願ひします。